

### 第3回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	平成26年6月5日(木) 13:30~14:00
場 所	南相馬市役所本庁舎 3階第1会議室
構成員	昭和運輸株式会社 株式会社福島銀行 株式会社七十七銀行 株式会社常陽銀行 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

#### 次第

- 1、開会
- 2、あいさつ
- 3、出席者紹介
- 4、南相馬市復興推進協議会について
- 5、協議事項  
南相馬市復興推進計画(案)について
- 6、その他
- 7、閉会

#### (議事概要)

##### ○あいさつ

東日本大震災から4年となり、除染の遅れが大きな課題となっておりますが、市街地の除染につきましては、仮置場の見込みもたち、除染作業を実施する条件が整いつつあります。また、市内の経済は、各種支援制度により徐々に復興してきているように感じております。一日も早い復興を成し遂げるためには、避難している住民のみなさまが一刻も早く帰還することであり、そのためには帰還の条件を整える必要があります。その重要な要件の一つが働く場の確保であります。

今回、協議します案件につきましても、雇用の確保に繋がる重要な案件であるため、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

##### ○事務局

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興

を強力に支援するため、経済的支援など、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

この度、昭和運輸株式会社が新たな事業展開に備えて物流施設の機能を強化する事業について、本市の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものに位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本市が策定するものであります。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されています。協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところであります。

○会長

それでは、議事に入ります。「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（「南相馬市復興推進計画（案）」についての説明）

○会長

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

なお、復興特区法第4条第3項の規定に基づき、関係地方公共団体である福島県に対して、事前に本計画案に対する意見を伺ったところ「意見なし」との回答を頂いております。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

原案のとおり決定いたします。

なお、ただ今決定した「南相馬市復興推進計画」の字句、その他軽微な変更を要するものについては、その変更を会長に委任することにご異議ありませんでしょうか。

○出席者

異議なし（全員）

○事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上